

「こども・若者会議」の参加者を募集します！
～こども・若者の皆様の意見を市政に反映～

千葉市では、本年4月の千葉市こども・若者基本条例の施行にあわせて、こども・若者の意見表明の機会を確保するとともに、こども・若者の意見を聴き、市政に反映させる取り組みとして、「こども・若者会議」を設置し、参加者の一部を募集しますので、お知らせします。

1 「こども・若者会議」の概要

(1) 目的

- ア こども・若者による市政やまちづくりに関する提案
- イ 本市の施策等に関するこども・若者の意見の聴取

(2) 参加者

千葉市に在住・在学・在勤の、中学生からおおむね25歳までの若者 20人程度
※20人のうち、公募が10人程度、団体推薦等が10人程度

(3) 運営方法

ファシリテーター（学識経験者等）の進行により運営

(4) 開催日程

令和7年6月から令和8年3月の間、1、2カ月に1回程度開催（各回約2時間程度）
※学校活動に影響の少ない曜日や時間帯に開催予定

(5) 開催場所

市役所など

2 参加者の募集

(1) 対象者

千葉市に在住・在学・在勤の、中学生からおおむね25歳までの若者

(2) 募集人数

10人程度

(3) 募集期間

令和7年4月1日（火）～30日（水）

(4) 応募方法

氏名、住所、肩書、年齢（学生の場合は学年）、連絡先を記載の上、「これからの千葉市に期待すること」をテーマとした作文（400字程度）を電子メールまたは郵送もしくは持参により提出

電子メール kowaka-shien@city.chiba.lg.jp

郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所 こども企画課 ※4月30日（水）必着

持参 こども企画課（市役所高層棟8階）

＜参考＞

1 千葉市こども・若者基本条例について

本市ではこれまで、こども・若者施策を重要施策の一つと位置付け、千葉市こどもプランに基づき、さまざまな取り組みを進めてきましたが、増加する児童虐待事案や不登校・ひきこもり事案等への対応が喫緊の課題となっています。こうした状況の中、社会全体でこどもや若者を育む機運を醸成し、施策を総合的に推進することにより、全てのこどもや若者の権利が保障され、自分らしくいきいきと健やかに成長し自立するとともに、社会に参画していくための環境を整え、こどもや若者一人一人がおとなとして将来にわたって尊重され、自己実現を果たすことができる社会の実現を図ることを目的として、条例を制定しました。施行日は令和7年4月1日です。

2 国や他自治体における同様の取り組みでテーマとなった項目例

こどもの権利の周知、公園や遊び場、防災対策、SDG s、学校におけるデジタル技術の活用、食品ロス、地方の雇用、こどもの出産（少子化対策）、暮らしやすいまち、高齢者事故対策、移動販売の促進、市民とスポーツ 等